

横須賀石炭火力発電所行政訴訟
第1回口頭弁論
報告会

横須賀石炭火力発電所行政訴訟とは

2019年10月2日
弁護士 小島延夫

訴訟の概要 1（何を求めているのか）

- 経済産業大臣が、2018年11月30日付で、電気事業法第46条の17第2項に基づき株式会社JERAに対して行った、横須賀火力発電所新1・2号機建設計画の火力発電所建設計画に係る環境影響評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）

の取消（この通知がないと届け出自体の効力が失われ、工事が続行できなくなる）

訴訟の概要 2（当事者）

•原告

- 現在計画中の横須賀石炭火力発電所新 1・2号機の近隣住民や東京湾岸周辺の住民など 45名
- 男性 25名、女性 20名、未成年 3人・最年少 7歳

•被告

- 国（処分行政庁 経済産業大臣）

•関連事業者

- 株式会社 J E R A（本件石炭火力発電所の事業主体）

訴訟の概要 3 (争点)

- 訴訟要件 → ここで負けたら訴え却下・門前払い
 - 確定通知が処分と言えるか。
 - 原告らに原告適格があるか。
- 本案 (訴訟の内容) → ここで負けたら請求棄却
 - 環境影響評価制度とは何か。
 - 手続きを簡略化したことと違法
 - 地球温暖化対策の違法
 - 燃料種検討の欠如

環境影響評価 とは何か。

- 環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するために（法1条）
- 事業の実施が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること（法2条）

平成9年12月12日環境庁告示第87号「基本的事項」
の「第二 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事
項」の「一 一般的事項」の（6）

評価は調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の
実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれ
のある影響が、事業者により実行可能な範囲内で
回避され、又は低減されているものであるか否か
について事業者の見解を明らかにすることにより
行うものとする

→ ベストを追求

最善の努力がされているかどうかを検討した、
といえるためには、環境影響評価においては、
環境影響を回避するための措置、低減するた
めの措置等について、具体的に複数案が検討
されなければならない。

環境影響評価法第14条第1項第7号ロ
基本的事項第二、五（3）のア

- 市民の参加権

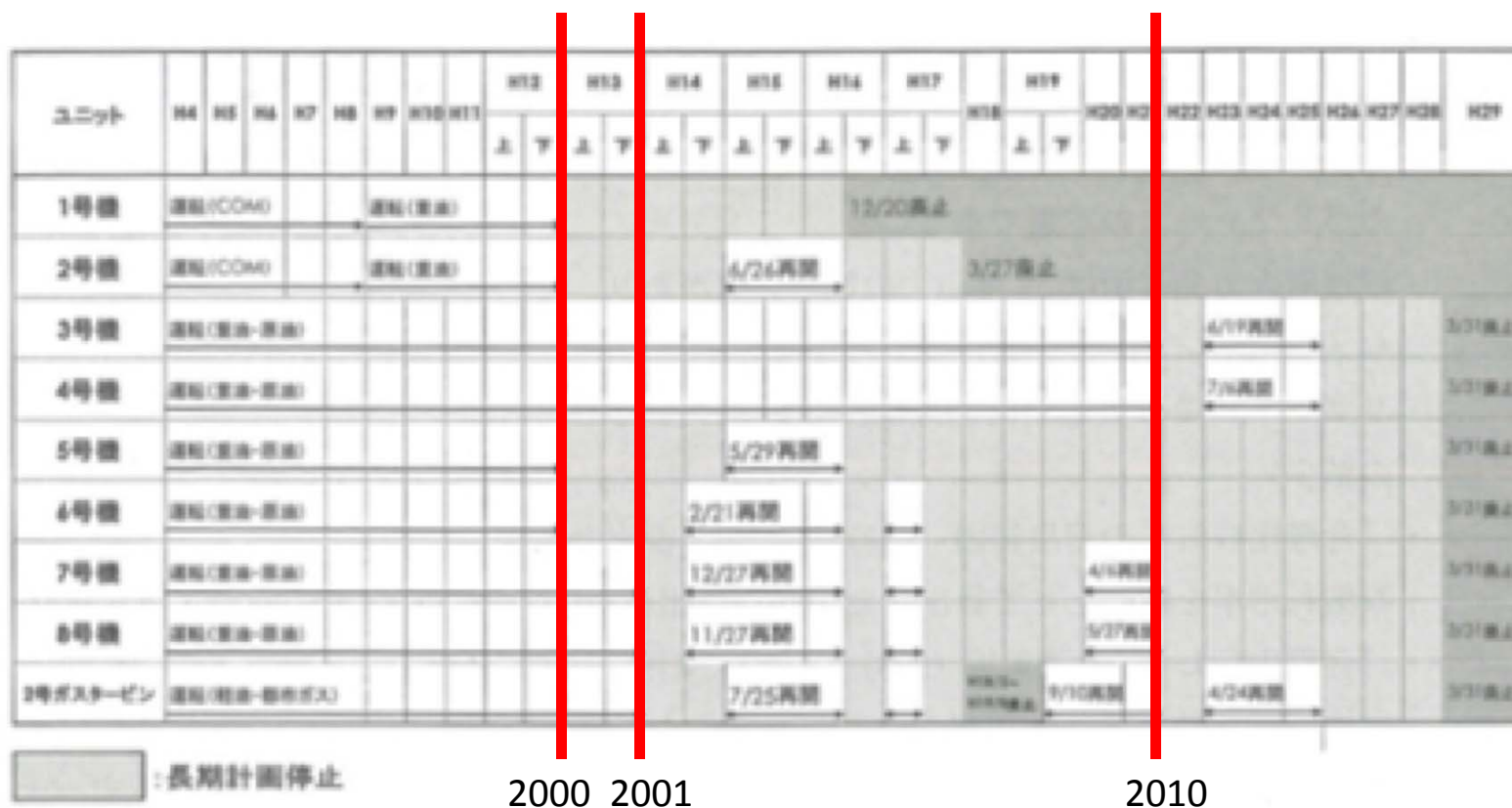
- 説明責任

- 市民意見、知事意見で指摘された点に個別具体的に応えること
- 評価に関連する具体的な根拠を説明すること
- 環境保全策について複数案を検討すること

新設発電所の建設は「改善リプレイス」 であるとして、環境影響評価の一部を省略したことは適法か。

- 発電所アセス省令第23条第2項第3号の「類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかである」場合ではない。
 - 操業開始以前に、環境影響評価は行われていない。
 - その後も、既存発電所の周囲の動植物の状況についての調査データなどは、存在しない。
 - 操業を停止していった以降の、本件施設予定地及びその周辺の陸上及び海洋の動物・植物などの状況の調査は存在しない。

リプレースガイドラインにいう「改善リプレース」ではない。



- 2002年以降、横須賀火力発電所の発電機は3・4号機を除いてほとんど稼働していない状態が続いていた。
 - 稼働によって排出される大気汚染物質やCO₂、温排水による負荷がない環境が安定的に形成されていた。
- 「改善」リプレースによる環境負荷の「低減」を実現することを理由として、環境アセスの簡略化をおこなう余地は存在しない。

3・4号機のCO₂の排出量
年間326万トン

新設発電所のCO₂の排出量
年間726万トン

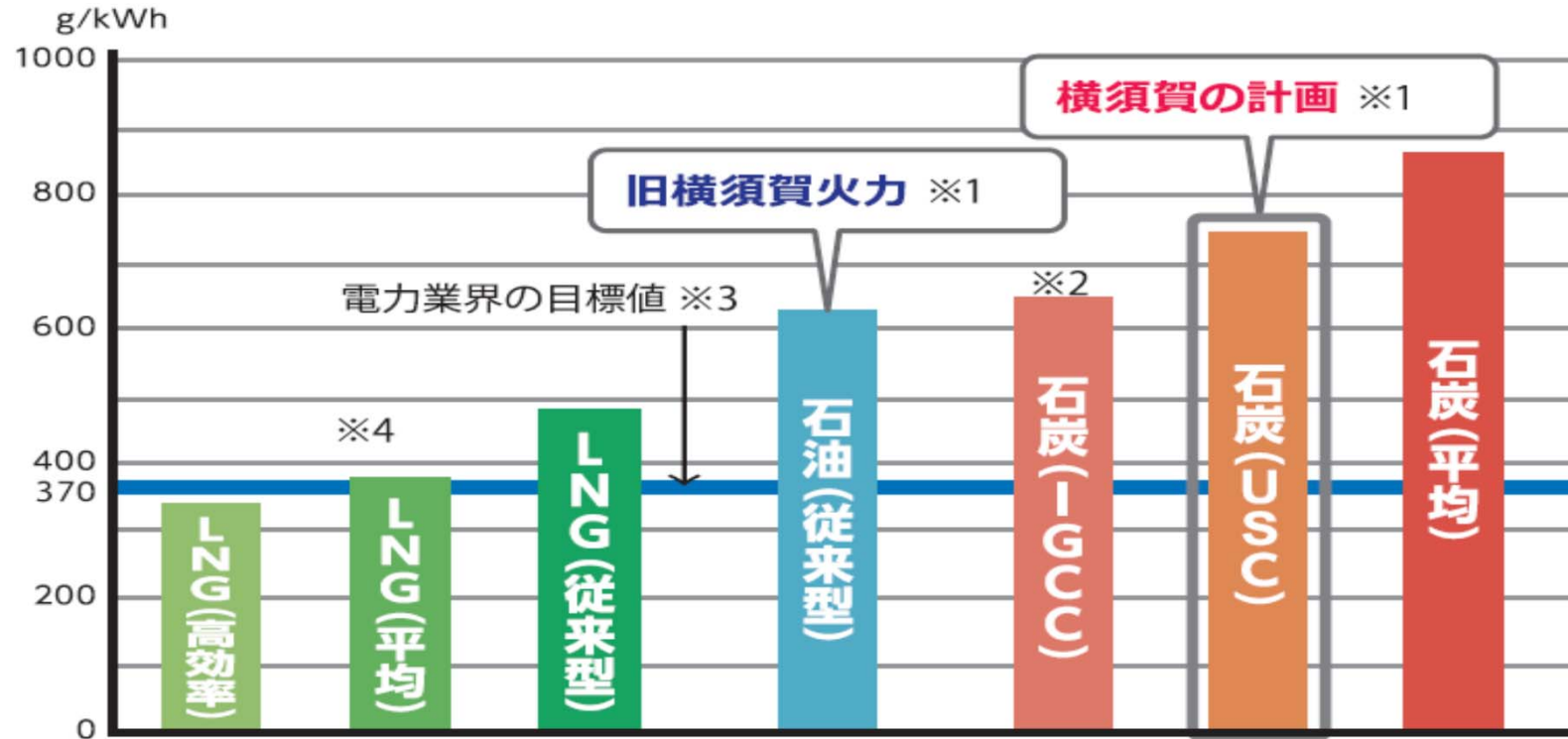
→温室効果ガスは大幅に増加



莫大なCO₂を排出する新設発電所

- 1年間に726万トン
- 日本の2016年度エネルギー起源CO₂排出量の約0.64パーセント
- 世界のエネルギー起源のCO₂排出量の約5000分の1
- 神奈川県内のCO₂排出量（2016年度）の約1割

火力発電の CO₂ 排出量



- ※1 横須賀の石炭火力発電所の CO₂ 排出係数 749g-CO₂/kWh
旧横須賀火力発電所（石油）の CO₂ 排出係数 627g-CO₂/kWh（環境影響評価準備書）
- ※2 石炭ガス化複合発電（IGCC）広野・勿来の CO₂ 排出係数 652g-CO₂/kWh（環境影響評価準備書）
- ※3 電気事業低炭素社会協議会における 2030 年度の排出係数目標 370g-CO₂/kWh
- ※4 LNG 火力の排出係数：LNG（高効率）はガスタービン複合発電（GTCC）340g-CO₂/kWh
資源エネルギー庁 火力発電に係る判断基準ワーキンググループ配布資料より

パリ協定（2015年12月採択）

- 気温上昇を 2°C 未満に抑制する目的の達成のために、今世紀後半の早い時期に、排出を実質ゼロとすることを目標
- 各国に削減目標と政策措置を立案し、条約事務局に提出すること、措置を実施することを締約国に義務付け

UNEP（国連環境計画） 2017

パリ協定の目的の実現のために各国に目標の引き上げが必要と指摘。

特に、石炭火力については、石炭火力発電所の新增設は行わず、既設石炭火力についてもフェーズアウトをしていくことが必要と指摘

日本政府、地球温暖化対策計画を閣議決定し、2016年11月8日に、提出

- 2016年5月、2050年までに温室効果ガス排出量の80%削減を目指すとの目標（以下「2050年目標」という。）
- 2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量の26%を削減するとの目標（以下「2030年目標」という。）
- 目標達成のための措置

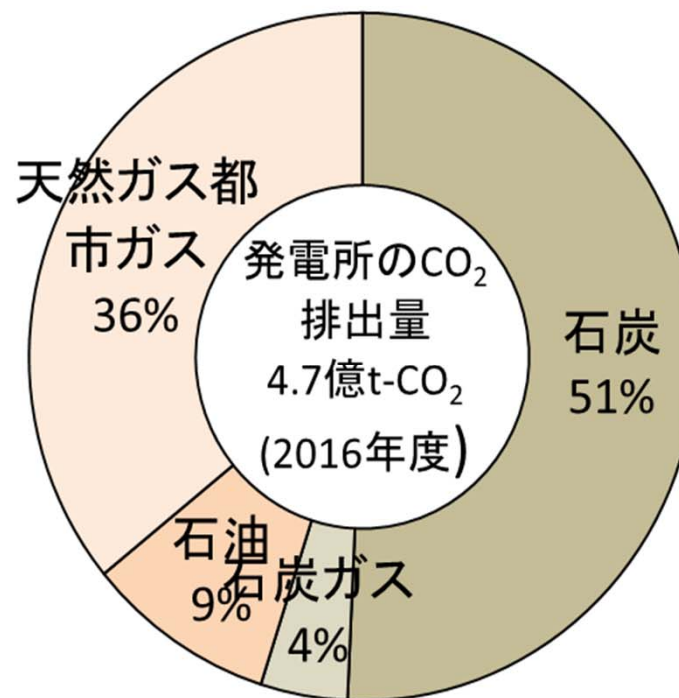
日本政府の2030年目標・2050年目標を達成するためには、石炭火力発電によるCO₂の排出を削減することは不可欠

• 39%

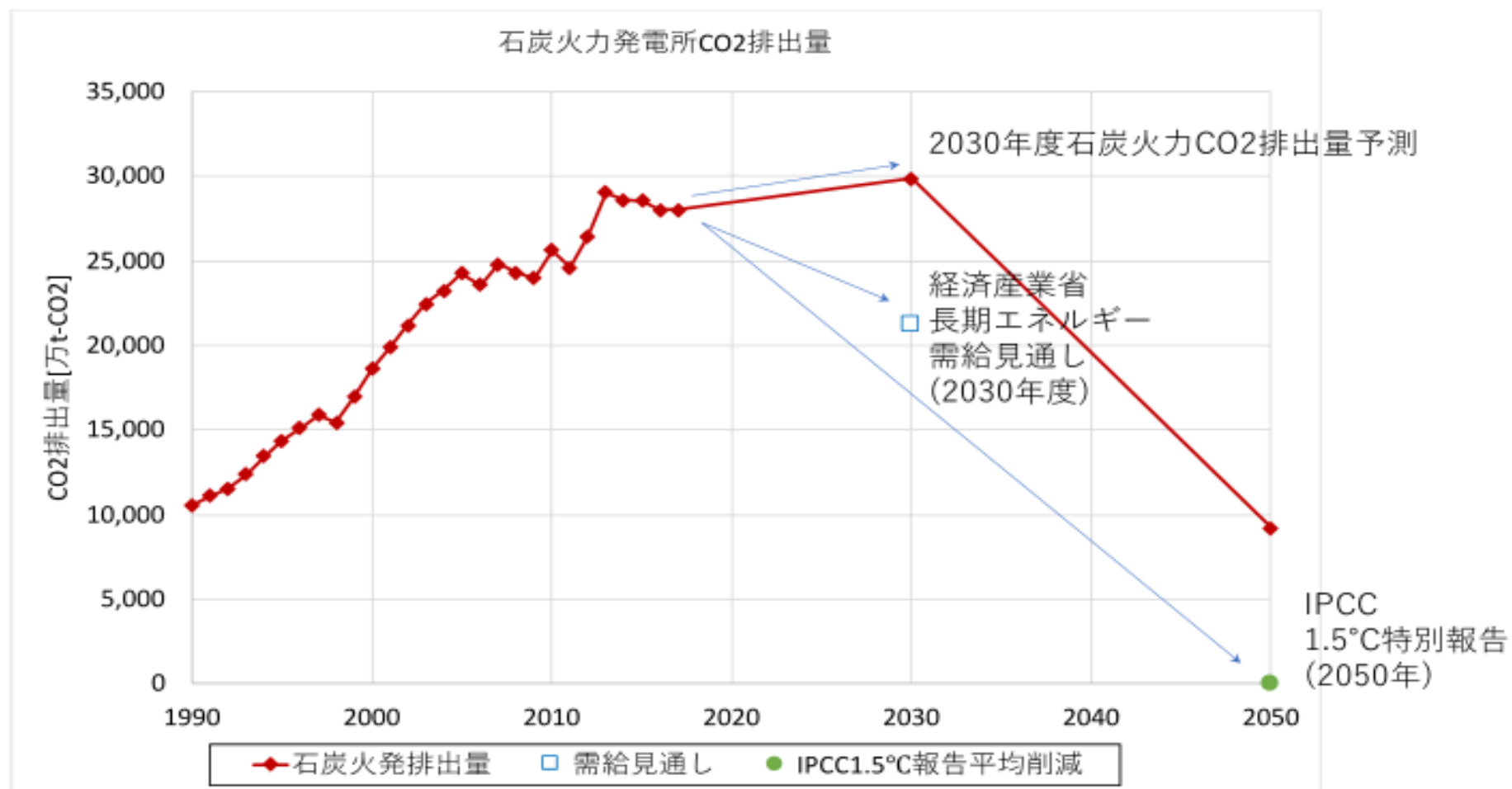
日本のCO₂全体中、
発電部門

• 55%

発電部門中、石炭火力



石炭火力発電所からのCO₂排出量の推移と今後



- 燃料種についての検討をすべきなのにしていない。
- 事業を実施しない場合との比較検討を真摯に検討していない。
 - 採算を取るために、最低でも30年以上の稼働率70%以上の稼働が必要 → 2050年時点及び2030年時点の国際公約の実現にきわめて深刻な影響。
 - 新設発電所を設置する必要がない（電気は足りている）。
 - 再生可能エネルギー発電を増やす上でも支障に。